

令和8年1月16日
練馬区教育委員会事務局
こども家庭部保育課

「練馬区保育施設等における虐待通報等に係る支援業務委託」にかかる
プロポーザル募集要領

1 目的

保育施設等における虐待通報等に係る支援業務委託に関しては、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から総合的に評価するプロポーザル方式により事業者を選定する。

本要領は、プロポーザル方式での事業者選定を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

件名

保育施設等における虐待通報等に係る支援業務委託

履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

履行状況が「良好」である場合は、最長3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。ただし、委託内容を変更する場合等には、更新を行わないことがある。

業務内容

別紙「仕様書」および「業務内容詳細」のとおり

本業務委託は、今後、プロポーザルによる提案を受けて、仕様を追加・変更する場合がある。

対象とする保育施設等の範囲

区内に設置された幼稚園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設、病児保育施設、乳幼児一時預かり事業、乳児等通園支援事業、学童クラブ、児童館、その他乳幼児が利用する保育施設・事業とする。

想定対応件数

虐待通報等に係る受付業務

年間 120件程度

同一人物からの同一事案の通報等については、複数回、通報を受けたとしても1件とする。

通報内容の調査等に係る支援業務

年間 相談 24件程度、同行 12回程度

同一案件については、複数回、相談を行ったとしても1件とする。

概算経費

（上限）10,000,000円（消費税込）

上記金額を超えた見積価格の提案は失格とする。

見積書では、上記 ① について、経費を分けて算出すること。

本事業の実施は、令和8年第一回練馬区議会定例会での令和8年度練馬区当初予算の成立が条件となる。

3 参加要件

- 過去5年以内に首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）内の自治体において、保育施設等における虐待通報等に係る通報受付業務および保育施設等における虐待通報等に係る調査業務等の受託実績を有

すること。

- ・事業を開始するまでに、練馬区近郊（概ね1時間以内）に事業所を設置できること。

4 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。

「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。

法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

5 選定方法

5-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和8年1月16日（金）
参加申込書の提出期限	令和8年1月30日（金）午後5時まで
質問受付期限	令和8年2月4日（水）午後5時まで
質問回答日	令和8年2月9日（月）
提案書類の提出期限	令和8年2月16日（月）午後5時まで
プレゼンテーション	令和8年2月20日（金）
審査結果通知	令和8年3月中旬

5-2 参加申込書の提出

参加を希望する者は、参加申込書（別紙1）を下記により提出すること。

受付期限 令和8年1月30日（金）午後5時まで

提出方法 直接持参または電子メールによる

受付場所 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区役所本庁舎10階

教育委員会事務局こども家庭部保育課保育企画担当係

E-mail:hoiku70@city.nerima.tokyo.jp

なお、電子メールの場合は、着信確認メールを送信するので、確認メールが届かない場合は必ず連絡すること。（以下、同様とする。）

5-3 質問回答

募集に関する質問は、電子メールにより、以下のとおり行うこと。

質問期限	令和 8 年 2 月 4 日（水）午後 5 時まで
質問方法	質問票（別紙 2）を電子メールで送信すること。 E-mail:hoiku70@city.nerima.tokyo.jp
回答方法	令和 8 年 2 月 9 日（月）までに、参加申し出のあった全事業者へ、質問者名を伏せた上で、電子メールにより回答する。

5 - 4 提案書等の提出

参加申出書を提出した者は、提案書（別紙 3）を参照し、下記により提出すること。

（提案書に記載する主な内容は、下表のとおり）

NO	項目	記載する主な内容
1	法人の概要	・企業理念、事業内容 ・虐待通報等支援業務に対する考え方
2	類似業務の受託実績	・他自治体等の受託実績
3	情報管理体制	・個人情報保護、情報セキュリティの取組
4	業務実施体制	・虐待通報等支援業務の取組方針 ・実施方法、手順 ・職員への研修体制 ・人員体制（総括業務責任者等の職歴や保有資格）

受付期限 令和 8 年 2 月 16 日（月）まで

時間：午前 9 時から午後 5 時まで
(土・日曜、祝祭日を除く)

提出方法 事前連絡し、提出場所に持参すること。（郵送不可）

提出場所 練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

練馬区役所本庁舎 10 階

教育委員会事務局こども家庭部保育課保育企画担当係

提出書類

- ・提出部数は 6 部（正本 1 部、写し 5 部）および PDF データ。
- ・正本および写しは、提出書類一式を A4 判ファイルに縦左 2 穴開け綴じにし、書類ごとにインデックスを付け、ファイルの表紙には会社名を記載すること。
- ・受付期限後の差替えや再提出は認めない。
- ・区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

5 - 5 参加の辞退

企画提案書等の書類を提出した後に辞退する場合は、下記の期限までに参加辞退届（別紙 4）を提出すること。提出方法、提出場所は 5 - 4 と同じ。

提出期限：令和 8 年 2 月 18 日（水）午後 5 時まで

5 - 6 審査方法

企画提案書等の内容についてプレゼンテーションおよびヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った者の中から評価が最も高いものを受託候補者とする。なお、応募者多数の場合は書類審査を事前に実施し、通過した事業者を対象にプレゼンテーションを実施する。

実施日時 令和 8 年 2 月 20 日（金）

選考時間 1事業者あたり30分
(プレゼンテーション10分、質疑応答20分)とする。
審査結果 令和8年3月中旬に書面により通知する。

5 - 7 評価項目

評価項目および評価基準は、別紙5のとおり。

6 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受けるなどにより欠格条項に該当した場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

7 情報公開

本件業者選定情報(提出書類を含む。)は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」(別紙6)に基づき取扱うものとする。

8 その他事項

提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。

審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。

提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとすることがある。

提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

本件に係る予算が成立しない場合は、区は契約を締結しない、または、解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 問合せ先・担当

担当：練馬区教育委員会事務局こども家庭部保育課保育企画担当係
住所：練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎10階
電話：03-5984-1069(直通)、FAX：03-5984-1220
E-mail: hoiku70@city.nerima.tokyo.jp